

ホームページサービスの試行

伊藤 彰朗*

1. はじめに

本センターではホームページを開設したいという利用者のために「ユーザのホームページ」のサービスを行っています。今回、新たに、仮想-host機能を用いたホームページサービスを試行運用することになりました。これにより、WWWサーバの計算機資源を持たなくても研究室などのドメイン名でホームページを公開することができます。本サービスをご利用になることで、サーバの管理・保守・光熱費などといった管理コストが不要となります。

イトを構築する仮想的なホストを仮想-host(パーティシャル-host)といます。仮想-hostの概念図を図1に示します。図1のように、host.ac.jpというWWWのサービスを提供しているサーバがあるとします。この1台のマシンを使い、研究室などのいくつかのホームページをサービスすることができます。例えば、www.abc.ac.jpやwww.xyz.ac.jpといったホームページをhost.ac.jpというマシンでサービスすることができます。

2. 仮想-host

1台のマシン上で異なる-host名を持つ複数のサ

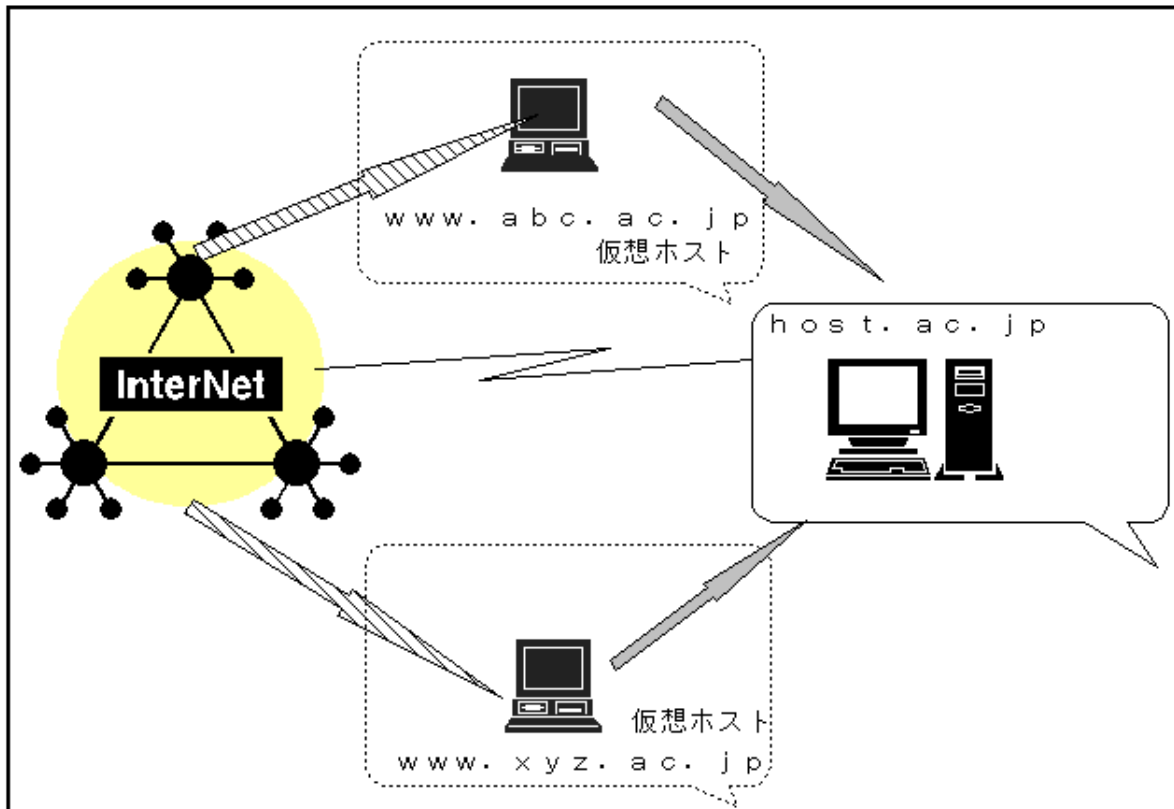


図1 仮想-host概念図

*いとう あきろう(京都大学大型計算機センター)

3. サービスの概要

本サービスは、利用者が管理するホームページを本センターの計算機システムに設置し、前述の仮想ホストの機能を用いて公開するサービスです。これにより、専用の計算機を用意することなく研究室などのドメイン名を使い、ホームページを公開することができます。

4. サービスの内容

仮想ホスト機能により設定するドメイン名は、ac.jpを持つものに限ります。なお、1申請につき1ドメイン名とします。また、申請者は、所属部局等のDNS（Dmain Name System）管理者へ仮想ホスト名にIPアドレスを対応づけるように承認を得ておいてください。また、DNS設定などの申請に関する手続きについても申請者が行ってください。

本サービスでは、CGI（Common Gateway Interface）については利用できません。ただし、アクセスカウンター及びログ参照機能についてはセンターから提供します。

ホームページのディスク容量は、500MB以内です。

5. 申請資格

本サービスを利用できる人は、本センターの利用者です。

6. 申請方法

申請は、以下のWebページから申し込んで下さい。

<http://www.kudpc.kyoto-u.ac.jp/Services/vhost/>

図2の画面で申請ボタンをクリックすれば、利用者認証の後、図3が表示されます。申請は、図3に示すような各項目を入力します。ユーザ情報として、所属、氏名、メールアドレスなど入力します。メールアドレス宛に申請内容を念のため送付しますので正しく入力してください。

ホームページの公開手順は以下ようになります。

- (1)コンテンツ作成用サーバにファイルを転送する。
- (2)該当するネームサーバで仮想ホストとIPアドレスの対応付けの設定。

(3)仮想ホストによるホームページの公開

公開手順の(2)については、該当するDNS管理者と日程の調整の上、予定日を記入してください。(3)については、仮想ホスト名の設定作業が伴いますので、打ち合わせの上調整します。DNSのIPアドレスは仮想ホスト名を設定しているネームサーバのIPアドレスを記入します。ホームページの内容欄では、目的などを入力してください。全ての記入後、申請書の送付ボタンをクリックすれば、申請内容の確認画面が表示されます。確認後、申請ボタンをクリックしてください。申請の後、コンテンツの操作方法など具体的なことについてご相談します。

7. サービスに関わる経費

月額9,000円です。なお、本サービスのみを利用する場合においても基本経費の月額1,000円が加算されます。継続性の観点から校費のみの支払いとなります。

8. コンテンツの作成

本ホームページの作成・管理については、利用者の責任で行ってください。

ホームページの更新の具体的な方法については、申請許可後に、ご相談します。

ホームページの掲載記事については、研究・教育活動を支援する学術情報ネットワークの目的に沿ったものに限り、なお、目的外であるとセンターが判断した場合は、サービスを停止することがあります。

9. メールに関する扱い

仮想ホスト名宛のメールは全て、利用者番号@sakura.kudpc.kyoto-u.ac.jpへ転送します。

10. おわりに

本稿では、ホームページサービスの試行ということで、サービスの概要及び申請方法を中心に説明しました。今後も、ログ状況などよりよいサービスを提供できるように考えております。

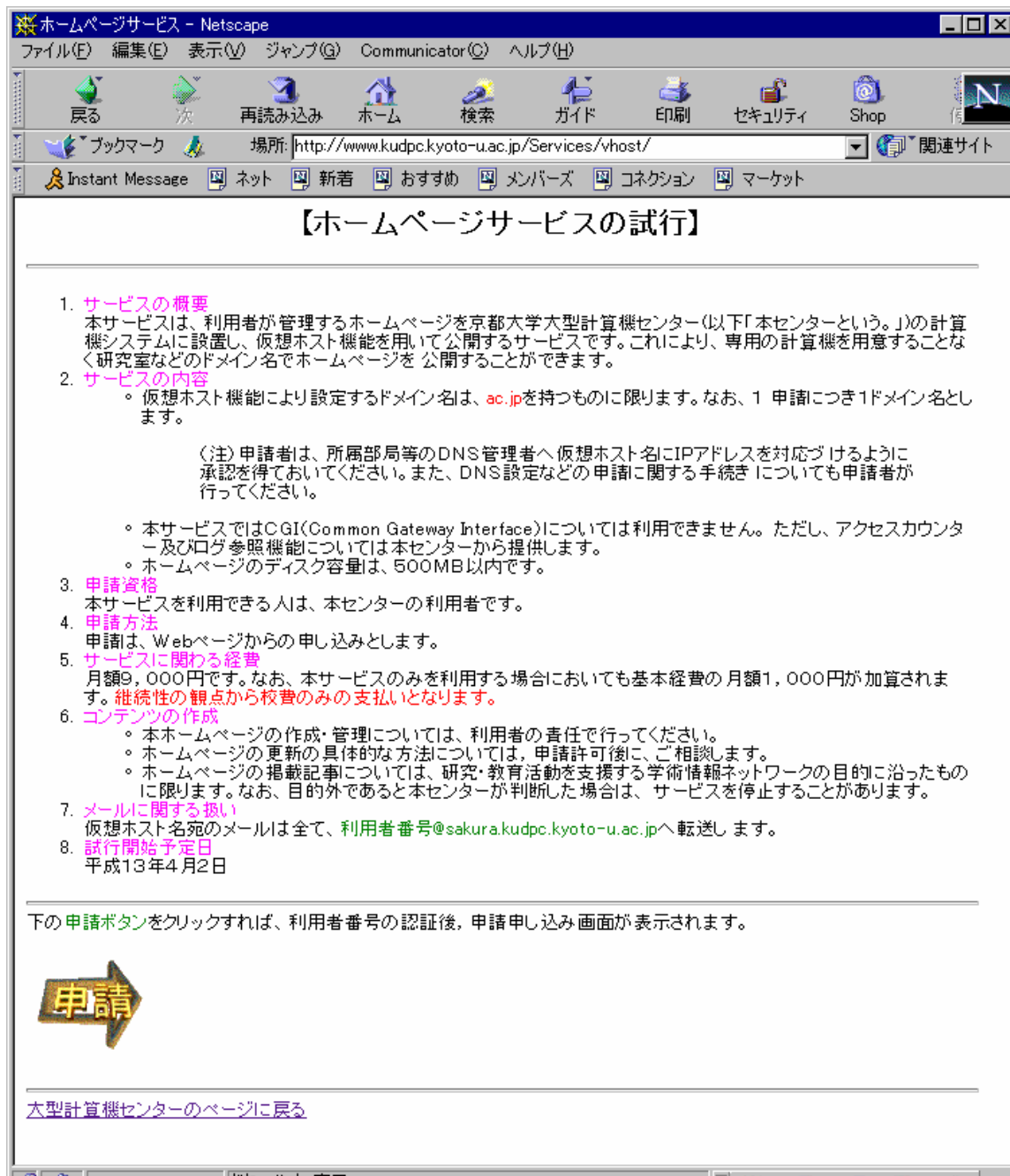


図2

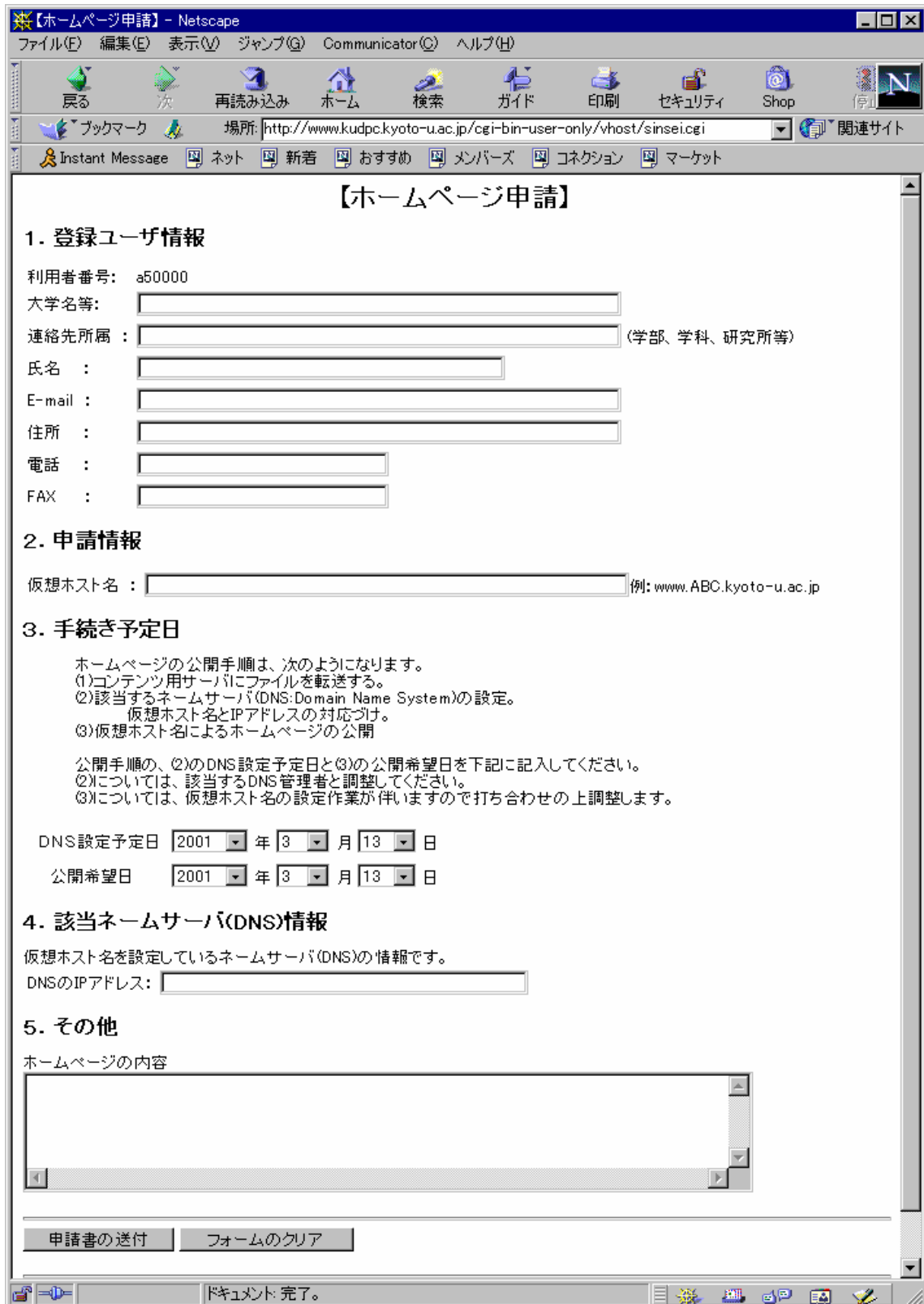


図3 申請画面